

平成31年4月12日

保護者 様

愛媛県立伊予農業高等学校長

感染症による出席停止について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

学校では、感染症が発生した場合、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止等の措置を講じること、そして、学校保健安全法施行令では、校長が出席停止の指示を行うこととされています。裏面に、出席停止の対象となる感染症を示しておりますので、該当する感染症にかかった場合は、速やかに学校に御連絡ください。ただし、表中の第三種「その他の感染症」の出席停止の取扱いにつきましては、地域や学校における当該感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断しますので、御了解ください。

なお、出席停止を願ひ出る場合、学校指定の様式「診療証明書」(医師が記入)の提出が必要になります(医療機関の証明書あるいは証明できる明細書等でも可)。診療証明書の様式は学校で用意し、登校後に本人にお渡しします。登校可能になった後2週間以内に学校へ提出するよう、お願いいたします。なお、証明書作成の際、医療機関によっては文書料が必要となる場合がありますので御注意ください。また、やむを得ない理由によってこれらの提出が難しい場合は、感染症に罹患したことが分かる書類(明細書等)で差し支えありません。

また、インフルエンザ流行期において、インフルエンザが強く疑われ、医療機関を受診した場合、陰性であっても医療機関を受診した当日に限り、公欠扱いとします。その場合は、受診したことが分かる書類(明細書等)を学校に提出してください。

<第一種の感染症>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症と結核を除く二類感染症。

<第二種の感染症>

空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症。

<第三種の感染症>

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症。

<第三種「その他の感染症」の例>

- 感染性胃腸炎 ○マイコプラズマ感染症 ○溶連菌感染症
- 伝染性紅斑 ○手足口病 ○ウイルス性肝炎 等